

青柳北交差点の交通形態の変更にご注意下さい。

＝平成27年3月上旬～平成27年5月中旬＝

国道161号 青柳北交差点立体化事業(青柳北交差点付近)

国道161号 青柳北交差点の立体化事業のため、青柳北交差点付近の交通形態を変更するので、工事中は迂回路を通行して下さい。 ※なお、歩行者、自転車は仮設歩道を通行して下さい。

沿道の皆様やご通行の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 規制区間

滋賀県高島市安曇川町青柳地先(青柳北交差点付近)

■ 規制予定期間

◎ 1回目 平成27年3月上旬(3日間)

◎ 2回目 平成27年3月下旬(1日間)

◎ 3回目 平成27年4月中旬(1日間)

◎ 4回目 平成27年5月上旬(1日間)

上記の予定で合計4回の規制を延べ6日間実施致します。

上記規制日以外は通常通りの通行出来ます。

※実施日につきましては、詳細が決まり次第、工事予告看板などでお知らせいたします。

■ 規制内容

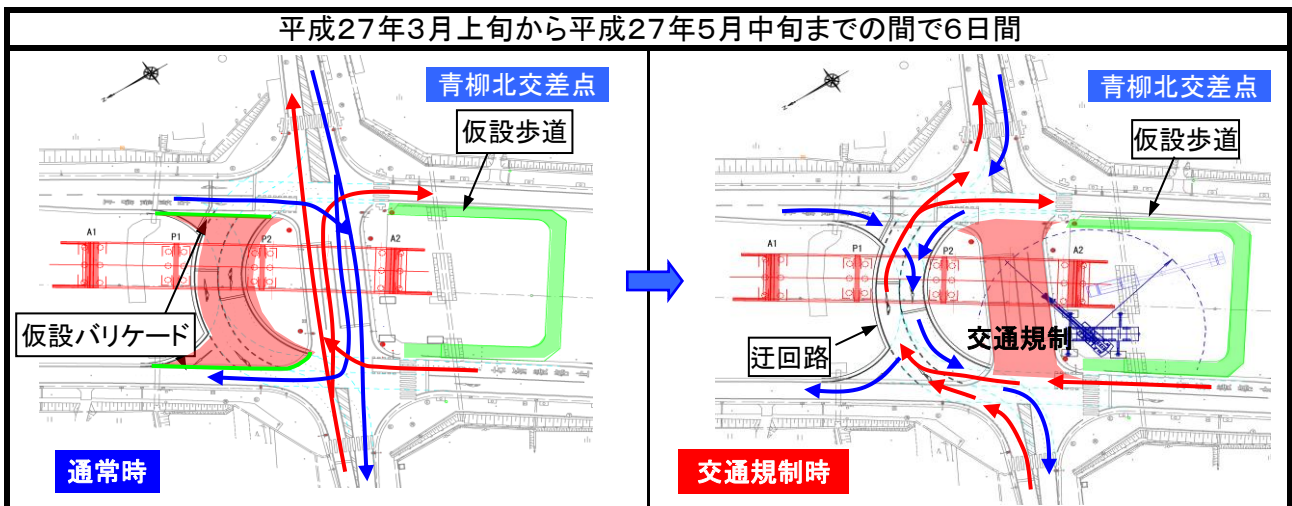
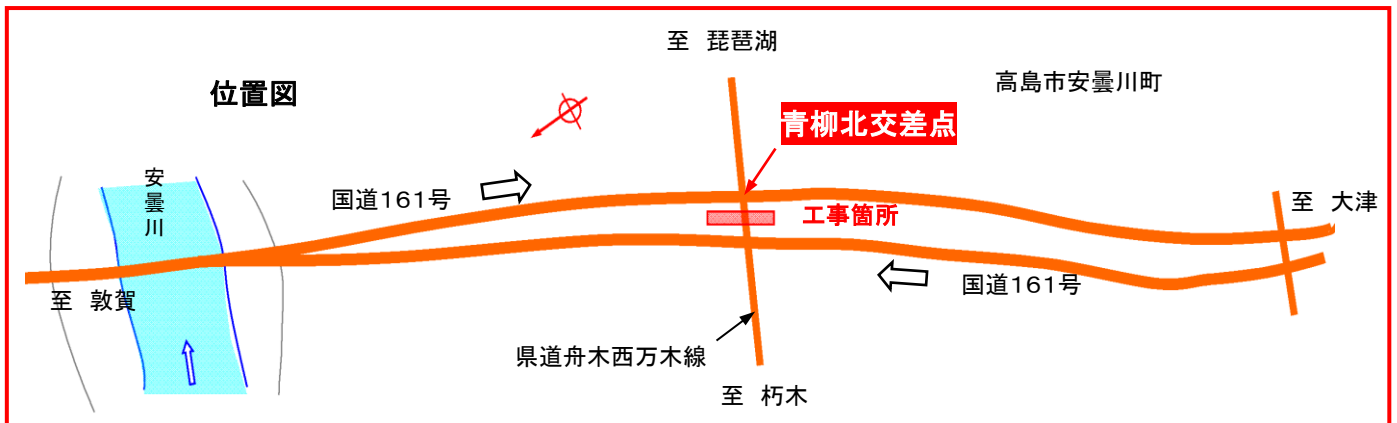
青柳北交差点内の交通形態の変更。(規制時間:10時～16時)

工事中は迂回路を通行願います。

■ その他

天候等により工事規制期間を変更する場合があります。

交通誘導員の指示に従ってご通行願います。



青柳北交差点立体化事業 桁架設工事による交通形態変更について

● 通行規制に関するお問い合わせ ●

国土交通省 滋賀国道事務所 工務課
近畿地方整備局
〒520-0803 滋賀県大津市電が丘4番5号 ☎(077)523-1741(代表)

志賀バイパス完成に関するご意見を、滋賀国道事務所ホームページのご意見・ご質問のコーナーよりお聞かせください。
<http://www.kkr.mlit.go.jp/shiga/>

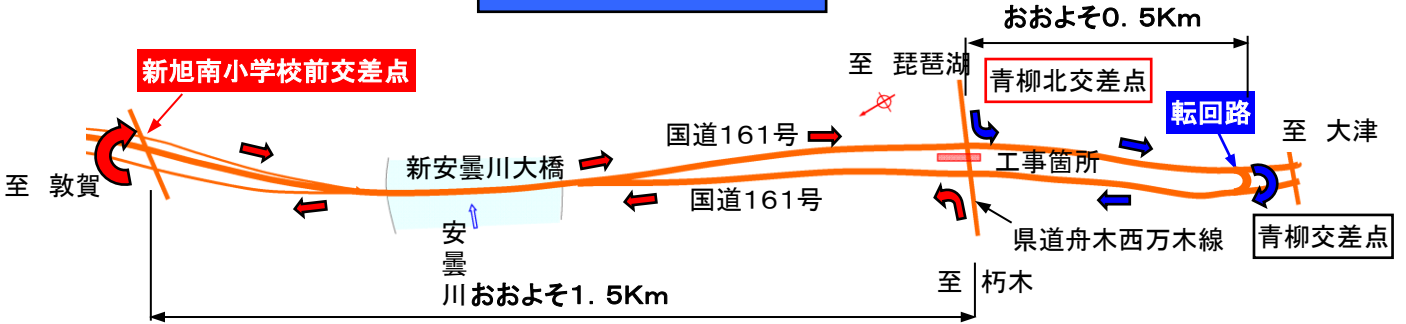
道路の異常を発見したら
全国共通
電話番号 **#9910**

道路緊急ダイヤル(無料)
運転中の道路は道路交通法により禁止されています。安全な場所に停車してからのご連絡をお願いします

交通規制時のセミトレーラーの迂回路案内

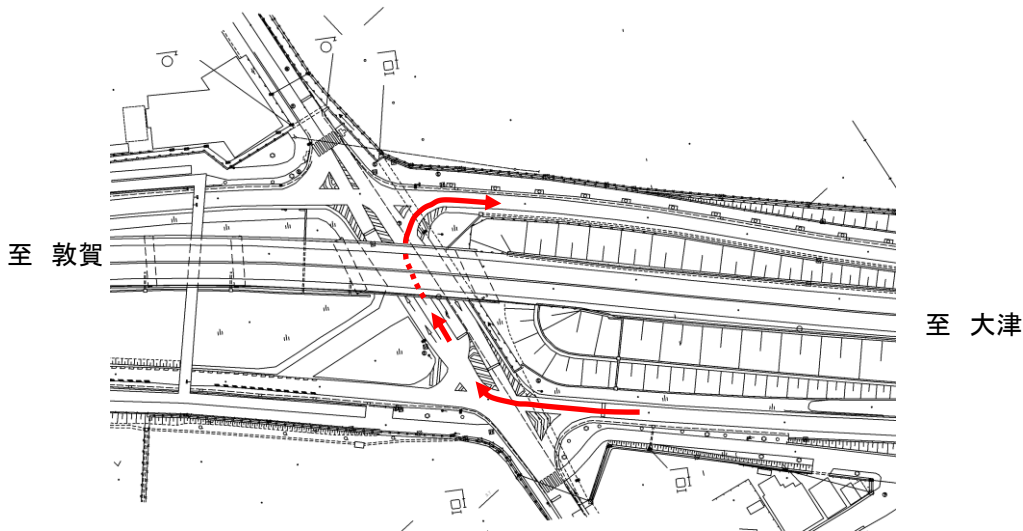
橋梁架設工事実施にともなう、青柳北交差点の交通形態の変更によりセミトレーラーは交差点内の迂回が出来ないため下図、迂回路マップに従い御通行願います。

迂回路マップ



青柳北交差点内 大津・琵琶湖方面通行車両

大津方面及び琵琶湖方面行き車両は、おおよそ1.5Km先の新旭南小学校交差点まで迂回願います。



青柳北交差点内 敦賀・朽木方面通行車両

敦賀方面及び朽木方面行き車両は、おおよそ0.5Km先の転回路まで迂回願います。

